

論 説

排出量取引の会計処理におけるオンバランスの論理 —キャップ&トレード型の無償割当の会計的認識と測定から—

大 橋 慶 士

はじめに

EUではすでにEU排出量取引スキーム(EU ETS)が施行され、キャップ&トレード型による排出量取引制度が稼動している。わが国では自主型の排出量取引制度が試行はされてはいるが、本格的な導入は行われておらず、制度設計の段階である。世界初のEU ETSも割当枠の設定問題の不備の指摘もあり¹、制度設計が大きく左右することも事実である。

一方、IFRIC第3号が撤回され、EUにおける排出量取引の会計実務は混乱状態にあり、現在、複数の会計処理が混在し、実務上統一された会計処理が行われていないといわれている²。わが国では企業会計基準委員会が実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取り扱い」を公表したが、キャップ&トレード型を前提としたものではない。

本稿は、今後のわが国の排出量取引の会計の方向性を考える上で、今まで公表されている会計処理方式、具体的にはフランス案、イギリス案、撤回になったIFRIC第3号およびわが国の財団法人地球産業文化研究所案における排出量取引会計のオンバランスの論理を考察することである。

後述する環境省「クレジット会計処理検討委員会」によりこれまでの会計処理方式が整理されているが、処理方式を中心の集約版である。これを踏まえ、各案の論理を解明するにあたっては、その冗長性の誇りを免れないが、敢えて示された会計処理を記述し、それぞれのオンバランスの論理を浮き彫りにすることにした。

財団法人地球産業文化研究所案の骨子である黒川氏の「バッズの会計」は、外部不経済を内部化できる会計構造論である。人類にとってのグッズの生産はその過程でバッズをアウトプットする。いわゆる外部不経済が起こるが、「バッズの会計」は、この内部化を会計構造として捉えることができるもの、と考える。

¹ 諸富徹「排出量取引制度の本格実施に向けて」『世界』岩波書店、2008年10月号、No.783、p.296-297。

² 村井秀樹「歐州排出量取引制度(EU ETS)の現状と会計基準の方向性」『企業会計』中央経済社、2008、Vol.60、NO.12、pp.71-72。村井氏は、本論文の中でPwCとIEAの共同報告書によると、会計処理は大別して6通り、細かく分類して15通りあると記述している。

I キャップ&トレード型の排出量取引のオンバランスをめぐる論理

キャップ&トレード型の排出量取引制度におけるオンバランスの会計処理における論点は、①資産と負債の認識問題、すなわち排出クレジット³と排出削減引渡義務の認識にかわる問題、②排出クレジットを資産として認識した場合、どの分類に属する資産とするのか、③排出クレジットの無償割当時における会計処理はどうなるのか、④削減を達成できない場合のペナルティの会計処理はどうなるのかなどである。以下では、現在までに、キャップ&トレード型の排出量取引制度として公表されたフランス案、イギリス案、IFRIC第3号および財団法人地球産業文化研究所案で展開されているオンバランスの会計処理の論理を概括する。

1 フランス案にみる排出クレジットの会計的認識の論理と測定

フランスでは、EPE (Enterprise pour l'Environnement : 大手フランス企業の専門家グループから構成されている) がIAS下におけるGHGs排出クレジット規制（排出枠および排出クレジット）の会計処理に対する意見を得るため2001年6月PwCに対して諮詢した。そして、「温室効果ガス排出権の会計処理オプション～フランス基準およびIAS～」⁴をその結果として1992年2月に公表している。ここでは排出クレジットの削減義務を負う企業における排出量取引（純粋な商取引については除外）を前提にその会計処理が検討されている。以下はフランス案における排出クレジットのオンバランスの論理である。

国から無償で割当てられた排出クレジット（フランス案では排出枠（allowance）という用語を使用している）は、企業が引き受ける排出削減義務に対する国への公約（コミットメント）の対価であると考える。国が排出枠という権利を無償で提供するのは受益者たる企業を拘束するからである。フランス案の特徴は第一義的に企業のGHGs排出削減義務を出発点にGHGs排出クレジットのオンバランスの論理が展開されているといえる⁵。すなわち事業体はキャップ&トレード制度においてGHGs排出削減目標設定に対し国に義務を負う。いわゆる国への負債（Debt-government）を認識することになる。このGHGs排出削減目標の公約の結果として排出枠が割り当てられる。排出枠の用途はGHGs削減義務の公約という負債に対する支払手段に限られる。したがって排出枠の割り当てによる受贈益は発生しない。また排出枠は譲渡可能である限りは、それはプラスの経済価値をもたらし資産の定義と一致し、資産として認識される。排出枠は国への負債を消滅さ

³ ここでは、「排出量」についての取引は排出量取引で、また「排出量」は排出権、排出枠、排出クレジットなど様々に呼ばれるので、本論文では、各案で特定の用語が使用されていない限り、排出クレジットを使用している。

⁴ PricewaterhouseCoopers ETUDE, *Option de comptabilisation des droits d'émission de gaz à effet de serre Normes francaises et IAS*, Fevrier 2002。財団法人地球産業文化研究所『排出削減における会計および認定問題研究委員会報告書』財団法人地球産業文化研究所、平成15年3月に収録されている仮訳によっている。

⁵ 黒川行治、「排出取引をめぐる会計上の論点」『企業会計』中央経済社、2008、Vol.60、NO.12、p.23。黒川はフランス案を排出クレジット引渡義務を中心とした会計処理として位置付けている。

せる支払手段であり、その資産としての分類は負債に対する前払金としての第三者勘定である。排出枠は国への負債を減少させることに寄与するものであり年度末の時点で国への負債と排出枠は相殺消去される。

上述のように、当初無償で排出枠が割り当てられた場合、第三者勘定としての排出枠（負債の前払金）と、排出削減義務としての国への負債として両建てする。そしてこの場合の測定は割当時の基準価額により行われる。したがって、排出枠の無償割当時と年度末における会計処理は以下となる⁶。

(借方) 排 出 枠 ××× (貸方) 国への負債 ×××

年度末における会計処理については以下となる。

①排出枠と国への負債の相殺消去を行う。

(借方) 国への負債 ××× (貸方) 排 出 枠 ×××

②無償割当の排出枠を超えてGHGsを排出した場合、年度末には目標を超過する排出に対して引当金（負債）が設定される。すなわち国への負債を支払うため、超過部分の排出枠（国への負債に対する支払手段）を提供する義務を計上しなければならない。

(借方) 引当金繰入 ××× (貸方) 引当金（国に対する義務） ×××

このため事業体は実際排出クレジットに見合う支払手段としての排出枠を貯うために市場から超過分の排出枠を有償で追加取得する。以下は市場から超過分を有償取得した場合の会計処理である。

(借方) 排 出 枠 ××× (貸方) 現金預金 ×××

この場合、排出枠と国への負債の相殺消去をする時、追加取得した有償の排出枠は、諸税として費用計上される。

(借方) 引当金（国に対する義務） ××× (貸方) 引当金取り崩し ×××

諸 税 ××× 排 出 枠 ×××

排出枠は取得が義務化された権利であり、この権利は義務があるから存在する。故に国に対する負債の限定的支払手段としての前払金としての会計的属性をもつ。排出枠の市場からの取得は別の事業体の支払った前払金を買い戻したと見ることができる⁷。したがって割り当てられた排出枠も市場から取得した排出枠も、すなわち有償・無償取得にかわらず同じ資産として分類される。

フランス案では排出枠はフランスの会計規則あるいはIAS基準から考察することで、排出枠を流動資産としての負債の前払金勘定に分類することが可能であると結論づけている⁸。

⁶ 財団法人地球産業文化研究所、前掲報告書、pp.36-37を参照した。

⁷ 同上、p.42。仮訳、p.20。

⁸ 同上、p.43。仮訳、pp.18-19。

2 イギリス案に見る排出クレジットの会計的認識の論理と当初における測定

イギリスでは2002年4月より開始されたUK排出量取引スキーム (the UK Emissions Trading Scheme : the UK Scheme) に参加している企業の財務諸表の比較可能性を維持するための指針となることを目的にディスカッション・ペーパー「UK排出量取引スキームにおけるカーボン会計」⁹が2002年4月に作成された。ディスカッション・ペーパーはUK GAAPに適合した指針であり、イギリス排出量取引スキームにおける絶対的部門参加者¹⁰に焦点をおいたキャップ型の排出量取引制度を前提にしたカーボン会計である。またIASもしくはIFRSをも見据えた指針であることを目的に検討されている。以下はディスカッション・ペーパーにおける排出クレジットのオンバランスの論理である。

FRS 5（イギリス財務報告基準第5号）は資産を「過去の取引および事象の結果として事業体が支配する将来の経済的便益を得る権利」と定義している。UK排出量取引スキームにおける絶対部門参加者は排出枠（イギリスにおいても allowance）を売却することができる、あるいは排出枠は排出量取引制度の範囲内で遵守のために企業活動に利用することができ、将来の経済的便益を得る権利を享受することが可能である。またこの経済的便益を得る権利は排出量取引制度に参加するという過去の事象に基づくものである。したがって、排出枠はFRS 5の資産の定義に合致し、資産として認識される¹¹。

次は資産の分類に関する論理である。排出枠はつまるところUK排出クレジット制度におけるキャップを受け取り、GHGs排出によって生ずる負債を相殺するための一回限りの利用（one-off use）をもつものである。イギリス会社法は固定資産を「企業活動に継続的基礎のもとで利用することを意図したもの」と定義している。したがってこの定義から排出枠は固定資産には合致しないので、流動資産として分類することが合理的であろうとしている¹²。

しかばば排出枠は金融資産に該当するのか。ディスカッション・ペーパーはこの点に関し、FRS

⁹ IETA, UK Emission Trading Group, Deloitte & Touche Accounting for carbon under the UK Emissions Trading Scheme, Discussion Paper, May 2002. 本ペーパーは国際排出量取引協会(IETA : International Emissions Trading Association)とイギリス排出量取引グループ(UK Emissions Trading Group)およびデロイト・トウシュ監査法人の3者の協力のもとで作成されている。本稿にあたっては財團法人地球産業文化研究所、前掲報告書に収録されている田口聰志、高城慎一稿「英国排出枠取引に関するIETAディスカッション・ペーパーについて」、pp.25～31および原文を参考にした。

¹⁰ イギリス排出量取引スキームの参加者には目標達成義務を負う参加者と負わない参加者の2者があり、前者には気象変動税協定(CCLA : Climate Change Levy)参加者(相対部門参加者)と自主参加者(絶対部門参加者)が、後者にはイギリス国内プロジェクト参加者、ブローカー、NGOなどの参加者がある。相対部門参加者は気象変動税の80%の減免の代わりに自主的排出目標(エネルギー使用量あるいはCO₂排出量の絶対量の目標もしくはこれらの原単位での目標)に対して政府との協定、すなわち目標が未達成の場合には次期における気象変動税80%の減免は廃止される。一方、絶対部門参加者は自主設定したベースラインに対する削減量をオーダーで政府に奨励金の形で買い上げてもらう制度である。

¹¹ IETA, et al., op.cited, P.9.

¹² Ibid., p10.

13における金融資産の定義との合致性を検討している。FRS 13は、金融資産を「ある事業体に金融資産を、別の事業体に金融負債を発生させる契約」として定義している。ディスカッション・ペーパーは、排出枠をFRS 13に適用した場合、金融資産として適切かつ適合すると結論づけるのは合理的ではないであろうが安全策であると考えられ、金融資産であるか否かについては議論の余地はあるが、排出枠の性質には金融資産との類似性があり、明言は避けながらも、金融資産に分類する見方を採っている¹³。しかしディスカッション・ペーパーでは金融資産にすることがなぜ合理的でないのにもかかわらず安全策であるのか、またいかなる点で金融資産との類似性があるかについての理由は示されてはいない。

排出枠は、資産として認識されるが、オークションによって無償で取得した場合は、測定上の論理からオンバランスされないと考えられている¹⁴。つまり無償取得の場合には支払対価がないことからイギリスの取得原価主義の下では取得原価がゼロとなる場合オンバランスされないと考えられる¹⁵。しかし対価の支払いがあった場合と無い場合とで会計処理が異なるのは合理的な会計方法と言えるかという疑問も残る。FRS 15では、有形固定資産については贈与および寄付による場合は、取得時の時価 (current value) でオンバランスさせる。代替的にはこの指針に基づき、贈与による取得として排出枠を資産として認識するという見方もある。かかる場合、再評価積立金 (revaluation reserve) をもって貸方記入がなされ、オンバランスされるという利点がある。これについては検討課題であるとしている¹⁶。

キャップ&トレード型が適用される絶対的部門の参加者の排出量取引をめぐる負債についての認識については以下の論理が展開されている¹⁷。

FRS 5は、負債を「過去の取引および事象の結果として事業体が負う経済的便益を移転させる義務」と定義している。絶対的部門の参加者は、UK 排出量取引制度に参加した結果としてまた排出キャップを受取ることによって、この制度による法的あるいは契約上の義務を負っており、そのため企業の排出クレジット (volume to its total emissions) に等しい、EU ETA (イギリス排出クレジット協会) に対する排出枠の形態での経済的価値を引き渡す義務を負っている。それ故、企業は排出による排出枠の引渡し義務を負債として認識すべきであるとしている。

一方、この負債の認識に関し、ディスカッション・ペーパーでは、FRS 12が、事業体が過去の事象の結果として債務が現存しており、かかる債務を弁済するためには経済的便益を移転させる

¹³ Ibid., p.10.

¹⁴ Ibid., p.11.

¹⁵ これについては疑義があるという。イギリスの会計基準には取得原価主義をもって説明しきれないものもあるという。財団法人地球産業文化研究所、前掲報告書、29ページの脚注32。

¹⁶ IETA, et al., op.cited, p.11.

¹⁷ Ibid., p.13.

ことが必要であり、またその債務の額について信頼できる見積もりができる可能性が高い場合は、引当金を認識すべきであるとしている。このことから、代替的には引当金の計上をすべきとする見方もあるという¹⁸。

したがって、排出枠の認識に関しては、既述したフランス案のような当初無償割当時に排出枠に対する資産と負債とを一括計上することなく、GHGsの実際排出クレジットに対応した引当額が負債（排出負債）として計上されると考えられる¹⁹。この排出負債は直近の時価で測定される。

またFRS 5は資産と負債は相殺すべきでないことを規定している。資産と負債はその起因するリスクあるいはその属性において異なっており別々に認識されるべきである。したがって排出枠に対する資産と負債はそれぞれ総額計上される²⁰。イギリス案はあくまでディスカッション・ペーパーであり、確定的な結論を提示したものではないため様々な代替案を提示したものとなっている²¹。

排出枠の当初無償割当時における会計処理の2方法は以下となる。

第1法

仕訳なし

第2法

(借方) 排 出 枠 ××× (貸方) 再評価積立金 ×××

事後測定に関しては、遵守目的による保有の場合は原価評価で、売買目的による保有の場合は時価で評価する。また遵守目的で保有する排出枠を排出負債の消滅のために使用する場合は、実現利益を計上する²²。そして毎月末に、保有排出枠を排出負債超過している場合には排出負債を時価で評価する。

3 IFRIC第3号に見る排出クレジットの会計的認識の論理と測定

IFRICは、キャップ&トレード型の排出量取引に対する会計処理に限定し、2003年5月15日にIFRIC D1 (Draft Interpretation D1 Emission Right) として公開草案を公表した。2003年7月14日を期限にコメントを募集し、その結果、損益計算書に不自然な変動を及ぼす²³というコメント

¹⁸ Ibid., p.13.

¹⁹ 財団法人地球産業文化研究所、前掲報告書、P.30。

²⁰ IETA, et al, op.cited, p.14。

²¹ この点に関し次の指摘がなされている。イギリス案は、「ディスカッション・ペーパーという性格上、様々な代替案が示されており、確定した基準とはなってはいない。」、村井秀樹、前掲、p.70。

²² これについては具体的な説明がない。再評価積立金を振替えることと解釈される。黒川行治、「バッズの認識と温室効果ガス排出枠の会計の論理」『三田商学研究』、第46巻第1号、2003年4月、p.169。

²³ D1における損益の歪みが生ずることについて実証した論文として次のものがある。赤塚尚之「IFRIC公開草案D1「排出権」の特徴と諸論点の整理」『産業経営』早稲田大学産業経営研究所、第36号、2004年12月、pp.171-187。IFRIC第3号は、事後測定において資産側の排出枠は当初の価額のままで評価するのに対して、企業活動によって発生する排出量に対して認識される負債は排出量の現在の市場価額で測定する。したがってこの会計処理による損益のミスマッチを惹起していた。

等が寄せられ反対が多かったが、変更されずそのまま2004年12月、IFRIC第3号（Accounting for Emission Rights）として公表された。IASBは2005年6月の委員会でIFRIC第3号の撤回を決定している。以下ではIFRIC第3号における排出クレジットのオンバランスの論理を考察する²⁴。

IFRIC第3号は排出量取引にかかる会計処理を検討するにあたり、既存のフレームワークと、IAS第20号（国庫補助金の会計および政府援助の会計）、IAS第36号（資産の減損）、IAS第37号（引当金、偶発負債、および偶発資産）、およびIAS38号（無形資産）の4つの会計基準を参照している²⁵。

論理の展開としてはGHGs排出権（IFRIC第3号では排出枠は排出権という）が資産の定義を満たすかである。IASBのフレームワークにおいて、資産は、「過去の事象による結果として企業により支配されており、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入することが予想される資源」と定義されている。排出権はこの資産の定義に合致しており、資産として認識される。またその負債性についてはフレームワークの負債の定義、すなわち「過去の事象から生ずる当該企業の現在の債務であり、債務の弁済にあたり経済的便益を意味する資源が当該企業から流出されるもの」に合致しており、排出権引渡義務は負債として認識される。何故に資産および負債の定義に合致することは明示されていないが、すでに公表されたフランス案およびイギリス案をベースにしているものと推察される²⁶。

排出権が資産として、それに対する排出権引渡義務が負債として認識されるが、排出権と排出権引渡義務は独立して存在し、排出権と排出権引渡義務を両建て表示するものとしている。排出権と排出権引渡義務をそれぞれ独立項目としている点ではフランス案とは異なっている²⁷。それらは以下の理由からである²⁸。第一に排出権の保有目的がその引渡義務にあろうとも排出権は売却可能であり、排出権と排出権引渡義務に対する契約上の関連性はない。第二にある排出権取引制度のもとでキャップされた排出権を別の排出権取引制度のもとで発生した債務の弁済にあてることが一般的になりつつある。第三に購入した排出権とキャップされた排出権とに性質上の差異はなく、したがって購入した排出権のみを資産として認識することは整合性に欠ける。第四にIAS第32号（金融商品：開示および表示）が規定する相殺表示の要件を満たしてはいない。

資産として認識された排出権はいかなる資産として分類されるのか。すでにフランス案では排

²⁴ 本考察にあたっては、IFRIC第3号が廃止となりIASBのホームページより入手できなかつたため、赤塚尚之、上掲、および村井秀樹「欧洲排出量取引制度(EU ETS)の現状と会計基準の方向性」『企業会計』2008年12月、中央経済社、p.71を参考にした。

²⁵ IAS第36号および第38号は2004年3月に改定されているが、IFRIC D1は、改訂前の旧基準によっているといわれている。赤塚尚之、前掲、p.175。

²⁶ IFRIC第3号はフランス案がベースとなっているといわれている。赤塚尚之、上掲、p.70。

²⁷ この意味ではIFRIC第3号はイギリス案に近い会計処理をしているという。黒川行治(2008)、前掲、p.24。

²⁸ 赤塚尚之、前掲、p.177。

出株と国への負債とが対照勘定であり排出権は負債の前払金（流動資産）、イギリス案では金融資産（流動資産）として分類されたのであるが、IFRIC第3号はフランス案と異なり排出権と排出権引渡義務を独立項目として取り扱うことから、イギリス案の金融資産と無形資産のいずれかに該当するかを検討している。

IAS第32号によれば、金融資産は「現金、他の事業体から現金その他の金融資産を受取ることができる契約上の権利、他の事業体と金融商品を潜在的に有利な条件で交換することができる契約上の権利、および他の事業体の持分証券のいずれかに該当する資産」と定義されている。この定義から、排出権は、現金でも他の金融資産でも持分証券でもないことから金融資産には合致しないとしている。そしてIAS第38号は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義している。排出権はこの無形資産の定義に合致しており無形資産として分類される。

では排出権の当初の無償割当時における会計処理はいかなるものとなるのか。この点に関しIFRIC第3号は政府等の規制機関からの無償排出権の割当については、IAS第20号が適用されるとする。すなわち事業体の事業活動に関連して、過去または将来における一定の条件を満たしている見返りとして事業体へ資源を移転する形態での政府の援助は国庫補助金であるとする（IAS第20号）。したがって無償割当時における排出権は国庫補助金として会計処理される。それ故かかる場合、測定上すなわち取得価額の問題が発生する。これに関してIAS第20号の規定は2つの会計処理方式を規定している。一つには排出権と国庫補助金を公正価値で評価する方法である（無形資産を含む非貨幣性資産は公正価値で測定する原則的会計処理法）。他の一つには、名目価値すなわち取得価額ゼロで測定する代替的会計処理法である。しかし、IFRIC第3号は、この代替的会計処理法は事業体の支配する資源を忠実に反映しないとの見解から原則的会計処理法で会計処理すべきとしている。

さらにこの原則的処理方法を前提とした場合には、国庫補助金の計上の仕方には2つの適用方法がある。すなわち国庫補助金を交付時に一括収益計上する方法（IAS20号の改定プロセスで提案されている方法）と繰延収益として計上する方法である。IFRIC第3号は、排出権引渡義務に伴って発生する費用との対応関係から繰延収益として計上し、規則的に償却する方法を探るべきとしている。したがって原則会計処理法を採用した場合、排出権の当初無償割当時には、以下の会計処理が行われることになる。

（借方）排 出 権 ××× （貸方）国庫補助金（繰延収益） ×××

上述のように排出権引渡義務は負債として認識されるが、排出権の当初の無償割当時に計上されることはない。排出権引渡義務の認識時点は実際の排出をもって行われる。すなわちIAS第37号による引当金（タイミングないし金額が不確定な負債）に該当し、かかる規定により会計主体が過去の事象の結果として現在の（法的ないし事実上の）義務を負う時点において認識される。

すなわち排出権引渡義務は金額または時期が不確定な債務たる引当金となる。この場合における、認識された引当金の測定は、貸借対照表日現在の債務の弁済のために必要な支出の最善の予測値、すなわち期末時点の市場価格（公正価値）、またはペナルティー（課徴金）の支払いを予定している場合は、ペナルティーによって測定される。したがって、期末時には次の会計処理が行われる。

(借方) 費用 ××× (貸方) 引当金 ×××

無形資産の事後測定はIAS第38号により、取得原価による原則的会計処理方法と公正価値による代替的会計処理方法の2つの方法の測定を認めている。そして代替的会計処理法によって発生した評価損益は、評価損は損益計算書に、評価益は再評価剰余金に計上することを規定している。いずれの方法をとるかが問題であるが、IFRIC第3号の数値例が代替案によることから公正価値による方法を推奨していると想定される²⁹。

以上から、中間決算時には、公正価値による代替的会計処理が採用されている場合、排出権の評価が、また排出権の無償割当における繰延収益である国庫助成金を実際排出量に対応させ償却する。その額は、(当初助成金の額) × (GHGs実際排出量／当初割当数量) で算定する。また中間時においてもGHGsの排出量に応じた排出権引渡義務が公正価値によって計上される。それらの会計処理は以下となる（排出権の帳簿価額＜市場価格と仮定する）。

(借方) 排出権 ××× (貸方) 再評価剰余金 ×××

国庫補助金 ××× 収益 ×××

費用 ××× 引当金 ×××

また期末による測定として、無形資産の償却問題がある。この点について、IFRIC第3号は、排出権の残存価額は取得原価または再評価額である公正価値であるとして、その償却を認めていない。ただし当時のIAS36号の規定から減損の適用は定かでないとしながらもその適用はあてはまるとしている。

以上から、期末においては以下の会計処理が行われる（期末の排出権の公正価値による評価損が中間決算時における評価益の計上額を上回ったと仮定する）。

(借方) 再評価剰余金 ××× (貸方) 排出権 ×××

排出権評価損 ×××

国庫補助金 ××× 収益 ×××

費用 ××× 引当金 ×××

仮に排出権の数量が不足する場合、排出権を市場から購入するか、またはペナルティー（課徴金）の支払いが生ずる。そして排出権引渡義務を履行しなければならない。

²⁹ 赤塚尚之、同上、p.178。

(借方) 排 出 権 ×××	(貸方) 現 金 預 金 ×××
引 当 金 ×××	排 出 権 ×××

以上のようにIFRIC第3号は、フランス案における排出枠（負債の前払金）と国への負債という両建ての排出枠のオンバランスを否定し、むしろ資産の分類こそ異なるが、会計処理方式としてはイギリス案に近いオンバランスの方法が採られている³⁰。

IFRIC第3号には公開草案の段階から、この会計処理方式には損益のミスマッチが生ずることが指摘されている。既述したように、当初の無償割当時の排出権の貸方は国庫補助金（繰延収益）として公正価値による測定額で計上され、またその償却は当初の公正価値で行われる。しかし排出権引渡義務（引当金）は発生時に排出権の公正価値によって計上される。これがその要因である。

4 財団法人地球産業文化研究所（GISPRI）案～実物資産としての排出枠クレジット～

財団法人地球産業文化研究所³¹は2000年に「排出削減における会計および認定問題」研究会を設置した。本研究会は排出枠の会計上での考え方取り扱い方に対する検討を行い、2001年6月に「排出削減における会計および認定問題研究委員会報告書」を刊行している。この委員会報告書は2002年6月、および2003年3月に前年度の活動結果が同じタイトルのもとで刊行されている。この検討会および報告書は、わが国におけるGHGs排出削減に関する会計問題の本格的な検討を行った嚆矢といわれている³²。

財団法人地球産業文化研究所案（以下GISPRI案という）の排出クレジット（排出枠）の考え方は、同検討会の顧問ないし委員長を務めた黒川氏の「バッズの会計」が骨子である³³。『バッズの会計』の論理³⁴を出発点とし、以下の論理のもとに排出クレジットを無形資産（棚卸資産的無形資産）として結論を導く。

³⁰ 黒川行治（2008）、前掲、p.24。

³¹ 財団法人地球産業文化研究所は1998年に、地球規模での資源・環境問題、新しい国際システムの在り方、産業・経済と文化・社会の新しいあり方等に関わる総合的政策を提言することを目的に設立された。財団法人地球産業文化研究所のホームページより。URLは以下である。<http://www.gispri.or.jp/gaiyo/chairman.html>

³² 黒川行治（2008）、前掲、p.19。

³³ 黒川行治（2003）、前掲、pp.165-181。なおバッズの会計の基本的アイデアは、故 山舛忠恕慶應大学教授からによるものという。同論文、p.170の脚注4より。

³⁴ 「バッズの会計」は、バッズの発生の会計的認識・測定、経済主体へのバッズ消滅義務免除（排出枠）としての既得権の付与、および経済財としてのバッズの認識・測定として論理展開される。

第一はバッズの発生を会計的に認識・測定する。人類にベネフィットを供与する財およびサービス（いわゆるグッズ）の生産過程において地球環境に負荷を与える問題となるような物質（いわゆるバッズ）が発生する。従来、会計はグッズの側面のみ認識・測定をしてきた。しかしグッズの生産過程で発生するバッズが問題となる以上その認識をしよう。発生したバッズの価額はバッズの消滅に必要な対価として捉えられる。バッズ消滅に関する事業と市場の形成によってバッズ消滅に要する市場価格が形成され、バッズ消滅に要するコストを測定することは可能となろう。しかしがバッズの削減ができない場合、公権力によるペナルティー（課徴金）が課されるケ

- ①政府から割当てられたあるいはCERの移転等によって保有した排出クレジット（排出枠）は排出削減免除権である（「バッズの会計」から）。よって、この排出枠の範囲内であれば追加のコストを支払わずにGHGsを排出できる。
- ②したがって、経済主体は排出枠の範囲内で、GHGsの排出を伴う付加価値生産、つまり財・サービス生産・販売活動等の企業活動を自由に行うことが可能である。故に、排出クレジットは潜在的収益獲得能力をもった資産である。
- ③排出クレジットの範囲内で付加価値生産が可能である故、排出クレジットは主觀のれんを生じさせる性質をもつ³⁵。よって、排出クレジットは実物資産であり、金融資産とはならない。排出クレジットは、実物資産であるが物質的実体をもたないので、有形固定資産とはならない。
- ④存在形態のないものであるが故に、IAS第38号『無形固定資産』に当てはめてみる。IAS第38号第7項の無形資産の定義³⁶（2001年当時）とIAS第38号第8項（2001年当時）のその例示から、漁業免許のような漁獲割当量という上限設定がある点、天然資源の消費である点、数量的に分割把握可能である点から排出クレジットは漁獲量との類似性がある。また、IAS公開草案第65号『農業』第40項（2001年当時）における例示に活発な市場が存在する無形資産として生産物割当、水利権、汚染物質排出権が列挙されていたことなどから、排出クレジットは無形資産である。
- ⑤排出クレジットは無形資産となるが、漁獲割当量との類似性があり、棚卸資産のような分割可能な性質をもつて特殊性もった無形資産と解釈される。それ故「棚卸資産的無形資産」

ースも存在しよう。その場合、ペナルティーの単位あたり単価の設定が市場価格より小ならば、合理的行動を前提とすれば、ペナルティーの支払いインセンティブが働き、バッズ削減が進まないのでバッズの市場価格はペナルティーに等しいかまたはそれ以上に政策的に決定されることもありうる。

第二は、経済主体にバッズ発生の既得権を与える。経済主体の経済活動にとって、バッズは不可避的に発生する。発生の認識のないものを、突然削減義務や課徴金を課すことは経済主体を混乱させる。そこで経済主体に割り当てた範囲内でバッズを発生させる既得権を与える。これは、本質的には、既得権の範囲内でバッズを消滅させる義務を免除することになる。バッズをGHGsとすれば、既得権は無償で割当てられたGHGs排出枠となる。

第三は、バッズを経済財として認識することである。バッズの発生は外部不経済を引き起こす。外部不経済の経済主体への内部化は從来自由財としてのバッズを負の経済財として認識することである。バッズの認識は、バッズのコスト、バッズの消滅コストおよびバッズ消滅義務免除たる既得権のコストの測定を伴う。既得権の当初無償割当は免除権認定益とする。これは公権力あるいは公共からの受贈益と認識。測定する。

以上が「バッズの会計」におけるバッズの認識・測定の論理である。このとき、バッズ消滅義務免除を排出枠（排出クレジット）という。また、削減義務免除に対する権利は本質的に地球環境あるいは公共社会に対するものであり、政府等はその仲介者として捉える。

黒川行治(2003)、前掲、pp.170-172。および黒川行治(2008)、前掲、pp.26-28。

³⁵ 黒川行治(2008)、前掲、pp.19。

³⁶ IAS第38号は無形資産を「商品又はサービスの生産又は供給に使用するため、自己以外に貸貸するため、あるいは管理目的のために所有する物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産をいう」としている。

と解釈する。

ここでの論理の展開は、バッズの会計に根拠をおく排出削減義務免除権としての排出クレジットの性質および排出クレジットが主觀のれんを生じる性質をもつことから、実物資産を導く。さらにIAS第38号の適用から漁獲割当量との類似性、排出クレジットの分割可能な属性という論理の展開から排出クレジットは「棚卸資産的無形資産」との解釈に至る。

以下は、GISPRI案で示された具体例による会計処理である³⁷。

《前提》

- ①一年ごとに排出権の割当と国の償却口座への移転があるとする。
- ②バッズ（ここではGHGs）の市場価格は、政府の課すべきペナルティー（課徴金）の単価に等しい。
- ③毎月のGHGsの排出量は、100トン発生する（年間1,200トン）。またそのトン当たりの市場価格は500円とする。したがって毎月以下の会計処理が行われる。

（借方）温暖化排出コスト 50,000 （貸方）温暖化ガス消滅義務 50,000

したがって、期末にはそれぞれの勘定残高は以下となる。

温暖化排出コスト 600,000円（借方残高）

温暖化ガス消滅義務 600,000円（貸方残高）

- ④排出枠は年間1,000トン無償割当である。

- ⑤保有排出枠の不足分の補填としてCERあるいはCDM事業により移転する。その場合、以下の3ケースを仮定する。移転コストは400円である（当初割当時の市場価格よりも低いとする）。

Aケース 200トン 80,000円

Bケース 300トン 120,000円

Cケース 100トン 40,000円

- ⑥Dケースとして上記Bケースにおいて購入した300トンのうち、100トンがあまると判断し、市場価格が400円に上昇したので販売した。

- ⑦期末には保有の排出枠を国の償却口座へ移転するものと仮定する。したがって、AケースからDケースにおける排出枠の過不足は以下となる。

Aケース 1,200トン - (1,000トン + 200トン) = 0トン

Bケース 1,200トン - (1,000トン + 300トン) = 100トン（繰越数量）

Cケース 1,200トン - (1,000トン + 100トン) = -100トン（不足数量）

Dケース 1,200トン - (1,000トン + 300トン) - 100トン = 0トン

なお不足分の移転できない分はペナルティーを支払う。Cケースにおいては、移転できない

³⁷財団法人地球産業文化研究所、前掲報告書、pp.68-70に示されている例示を利用した。本例示は、黒川行治(2003)、前掲、pp.172-179に記述されたものと同じである。

100トンについてペナルティー50,000円（100トン×500円）の支払義務が生ずる。

また、移転する排出枠は無償割当から先に移転すると仮定する。

(1) 当初無償割当時における会計処理

(借方) 排 出 枠 500,000	(貸方) 免除権認定益 (受贈益) 500,000
--------------------	---------------------------

※受贈益は公権力・公共からの受贈益

(2) 排出枠の購入時

Aケース (借方) 排 出 枠 80,000	(貸方) 現 金 80,000
------------------------	-----------------

Bケース (借方) 排 出 枠 120,000	(貸方) 現 金 120,000
-------------------------	------------------

Cケース (借方) 排 出 枠 40,000	(貸方) 現 金 40,000
------------------------	-----------------

(3) 排出枠の売却時

Dケース (借方) 現 金 45,000	(貸方) 排 出 枠 40,000
----------------------	-------------------

排出枠売却益 5,000

(4) 期末における会計処理

Aケース (借方) 温暖化ガス消滅義務 600,000	(貸方) 排 出 枠 580,000
-----------------------------	--------------------

排出移転差益 20,000

※あるいは貸方は温暖化排出コスト 20,000 (純額表示)

Bケース (借方) 温暖化ガス消滅義務 600,000	(貸方) 排 出 枠 580,000
-----------------------------	--------------------

排出移転差益 20,000

※あるいは貸方は温暖化排出コスト 20,000 (純額表示)

移転した排出枠はAのケースと同様。

Cケース (借方) 温暖化ガス消滅義務 600,000	(貸方) 排 出 枠 540,000
-----------------------------	--------------------

未払ペナルティ 50,000

排出移転差益 10,000

※あるいは貸方は温暖化排出コスト 10,000 (純額表示)

Dケース (借方) 温暖化ガス消滅義務 600,000	(貸方) 排 出 枠 580,000
-----------------------------	--------------------

排出移転差益 20,000

※あるいは貸方は温暖化排出コスト 20,000 (純額表示)

したがって、Aケースの場合、損益計算書には収益として免除権認定益（受贈益）500,000円と排出枠移転差益20,000が、費用として温暖化ガス排出コスト600,000円が計上される。よって差額80,000円は購入した排出枠（割当を数量を超過した）の額が一般管理費として組み込まれる。

以上から、バッズの会計は、GHGsの遵守目的で所有する排出枠を事業活動を通し、その進行過程で棚卸資産的無形資産としての排出枠が温暖化排出コストとし費用化されるといった会計構

造を持っている。まさに、棚卸資産が事業活動とともに売上原価として費用化される構造と同じである。したがって、収益・費用アプローチによる排出量取引の会計といえよう。

Ⅱ 環境省検討委員会によるキャップ＆トレード型の排出権取引の会計処理の整理

わが国では2004年（平成16年）11月30日に企業会計基準委員会により実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」が公表された。この実務対応報告第15号は、わが国における排出量取引は自主行動計画が採用されているため、現行の会計基準の枠内で、当面必要とされる排出量取引に係る会計処理の実務上の取扱いを念頭に置いたものである。したがって、キャップ＆トレード型のGHGs排出量取引の会計処理の規定にはなっていない。一方、環境省は2005年度（平成17年度）よりキャップ＆トレード型としての「自主参加型排出量取引制度」を実施した。しかし、キャップ＆トレード型による排出量取引にかかる会計処理については日本に定着した実務慣行や会計的ルールが存在しないことから、かかる取引の安定を確保するため、2006年10月に「クレジット会計処理検討委員会」を設置した。その検討結果として、2007年3月15日に『排出削減クレジットにかかる会計処理検討調査事業』³⁸（報告書）を公表している。

すでにEUではキャップ＆トレード型のEU排出量取引制度が実施されており、このEU企業の会計処理の現状および米国GAAPの動向を踏まえ、3つの代替的案が提示された。同委員会は、単一の会計処理方式を選択しても、キャップ＆トレード型のGHGs排出量取引の状況変化によっては、会計処理の選択を変更する可能性があると考えたからである³⁹。

本報告書では、以下の3方式5選択の代替的会計処理方式が提案されている⁴⁰。なお、本報告書では排出クレジットとして表記されている。

（1）オフバランス方式

この考え方は、キャップ＆トレード制度の下における以下の企業行動の予測に基づいた会計処理方法である。すなわち多数の企業は、当初無償割当時における排出クレジットについては事実上自由に処分できない、遵守期間中において途中売却する企業は稀であると考えられる。むしろ不足分の排出クレジットについて購入する行動にでることが予想され、期末時点において余剰分の排出クレジットの売却あるいは不足分の排出クレジットをオフセットする企業行動にでると予想される。したがって、初期無償割当時における会計的認識は行わない。すなわち初期無償割当時の排出クレジットについてはオフバランスとする（あるいは積極的なオンバランスについ

³⁸ 環境省『排出削減クレジットにかかる会計処理検討事業』環境省、平成19年3月15日。

³⁹ 同上報告書、pp.7-8。

⁴⁰ 同上報告書、pp.8-9。

ては考慮しないとする)。したがって、売却時に収益計上、購入時には費用計上をすれば事足りるとする。

しかし、かかる会計処理方法による場合は、当初割当時におけるバランスシート上の整合性を保てる利点をもつ、一方、期中でのオフバランス資産の売却問題と期末での当初無償割当時排出クレジットの残量に対する売却可能額のオフバランス問題を引き起こす欠点も存在する。

つまりところ、オフバランス方式は当初無料割当の排出クレジットの期中における売却を前提としない会計処理方式である。

(2) 排出削減義務当初認識法

この考え方は、当初認識時における会計処理はフランス案に類似している。すなわち排出クレジットの当初無償割当時において企業は排出削減義務（負債）を負うことになる。この削減義務に対する対価が、割当量内で CO₂ の排出を可能とする排出クレジット（資産）であると捉える。ただし排出クレジット（フランス案では排出枠）を第三者勘定としての負債の前払金としない点でフランス案とは異なる。ここでは排出削減義務の受け入れと同時に CO₂ 排出に対する排出クレジットが与えられ、これは契約の基づく行為であるとする。

したがって当初無償割当時においては以下の会計処理が行われる（本報告書での会計処理における例示では、排出クレジットをJPAの科目名としている。日本のAllowanceの意）。なお、会計処理の例示から取得価額は公正価値によって測定される。

(借方) JPA ×××

(貸方) JPA 債却義務 ×××

かかる会計処理方法では、排出クレジットは資産として認識されるので、期中に当初無償割当時の排出クレジットの売却に伴う排出クレジットの売却原価にかかわる問題は解消される。しかし排出クレジットの当初割当が有償で実施された場合との整合性の問題が生ずる。排出削減義務当初認識法には、事後測定において原価法と時価法の適用が考えられる。

(3) CO₂ 排出費用認識法

排出クレジットの当初無償割当時における会計的認識は、IFRIC第3号と同じである。キャップ&トレード型の下での、GHGsの排出は常に排出クレジットを消費する行為である。この排出行為によって費用が発生すると考える。この費用発生に伴い、債務としての負債の認識が行われ、費用の発生と負債の認識時点は同一となる、当初の排出クレジット割当と CO₂ の排出費用の認識は独立しており別の取引とする。また排出クレジットの割当時には有償あるいは無償を問わず公正価値で測定をする。当初割当時の測定は有償あるいは無償のいかんにかかわらず同一価格となる。無償時の排出クレジットは補助金収入と考えこれを繰延経理する。

したがって当初無償割当時においては以下の会計処理が行われる。

(借方) JPA ××× (貸方) 繰延補助金収入 ×××

かかる会計処理方式は、当初排出クレジットの有償割当制度にも無償割当制度にも適用できるという利点がある。しかしその反面、企業における補助金収入の計上は企業の認識にズレを生ずる可能性がある。CO₂排出費用認識法も、事後測定において原価法と時価法の適用が考えられる。

環境省検討委員会の報告書における会処理方法は、存在する排出権取引の会計を検討し、集約した代替案の提示である。

III オンバランス案の考察

ここでキャップ&トレード型の排出量取引の当初無償割当時におけるオンバランスに対する論理を検討してみよう。

既述したように排出量取引の会計処理方法にはオフバランス方式とオンバランス方式がある。しかしオフバランス方式は当初割当時におけるバランスシート上の整合性を保てる利点をもつ一方、期中におけるオフバランスの資産の売却問題と、期末における当初無償割当時排出クレジットの残量に対する売却可能額を貸借対照表に記載できないという問題を内在している。したがってこれらの問題を解決するためにオンバランスの会計処理方法が提案された。

しかし、排出権取引は会計の分野に存在しなかった新たな取引であり、また法的にも確定したものではないため、既存の会計基準内で多様な方式を生んだ。加えてキャップ&トレード型の排出量取引制度も、現在、国によって異なる。したがって制度的枠組みの異なる取引であるが故に必然的に異なる会計方式が生まれたともいえよう。

キャップ&トレード型において根本的に異なる会計処理方式は、環境省検討委員会におけるオフバランス方式を含む3つの代替案とGISPRI案の4タイプであるという⁴¹。これまで紹介してきたフランス案、イギリス案、IFRIC第3号、およびGISPRI案についてここで考察してみよう。当初無償割当時における会計処理は次ページの図表となる。

フランス案のオンバランスの特徴は、排出削減義務の認識からスタートし、オンバランスの対照勘定として、国への負債を相殺する排出枠を設けることである。排出枠は国への負債の支払手段としての前払金としての性格をもつことから流動資産として分類される。

フランス案については、次のような論理矛盾があることが指摘されている⁴²。すなわち、国への負債に対する支払手段としての排出枠が価格変動に伴う投機の対象となった場合、この価格変動から利益が生ずる場合には、排出削減義務を相殺する第三者勘定である排出枠から生ずる価格変

⁴¹ 黒川行治(2008)、前掲、p.25.。

⁴² 同上、p.26.

動による利益には違和感がする。この回避には、経営努力によるGHGsの削減義務から生ずる利益（GHGsの排出削減量と当初割当時の排出枠の公正価値との積）と、価格変動に起因する評価益とを区分経理する必要がある。これは投資取引を重視しない点でオフバランス方式とは通じるものがあるという⁴³。

さらに、無償割当の排出枠を超えてGHGsを排出した場合、この不足分については、既述したように、

(借方) 引当金繰入 ××× (貸方) 引当金 (国に対する義務) ×××

として会計処理をする。当初の割当は国への負債で処理するにもかかわらず、不足分については引当金を計上することに論理一貫性がない。また期中において、排出枠を有償取得した場合、諸税として費用化される。しかし、無償による排出枠は国への負債と相殺されるので整合性がとれていない⁴⁴。

図表 オンバランスの無償割当時の会計処理の比較

当初無償割当時の会計処理	
フランス案	<p>(借方) 排出枠 ××× (貸方) 国への負債 ×××</p> <p>※排出枠は国への負債の支払手段としての前払金（流动資産）</p> <p>※測定は割当時の基準価格、期間終了後の余剰分は公正価値で評価 (参考)</p> <p>環境省検討委員会第2案（排出削減義務当初認識法）</p> <p>(借方) J P A ××× (貸方) JPA 債却義務 ×××</p> <p>※測定は割当時の公正価値</p>
イギリス案	<p>(借方) 排出枠 ××× (貸方) 再評価積立金 ×××</p> <p>※排出枠は金融資産 原則処理ではオフバランス、上記は代替案による</p> <p>※測定は割当時の時価、</p>
IFRIC 第3号	<p>(借方) 排出権 ××× (貸方) 国庫補助金（繰延収益） ×××</p> <p>※排出権は無形資産</p> <p>※測定は公正価値、期中、期末において公正価値で評価</p> <p>環境省検討委員会第3案（CO₂排出費用認識法）</p> <p>(借方) J P A ××× (貸方) 繰延補助金収入 ×××</p> <p>※測定は割当時の公正価値、評価については原価法と時価法がある。</p>
GISPRI案	<p>(借方) 排出枠 ××× (貸方) 免除権認定益（受贈益） ×××</p> <p>※排出枠は無形資産（棚卸資産的無形資産）</p> <p>※測定は公正価値</p>

※環境省検討委員会第3案（CO₂排出費用認識法）のJPA（排出枠）はGISPRI案と同等。

したがって、収益の繰延と一括計上とが異なるのみで、その後の会計処理はGISPRI案と同じで、IFRIC第3号とは異なる。

⁴³ 同上、p.26。

⁴⁴ 黒川行治(2003)、前掲、p.160。

イギリス案はディスカッション・ペーパーのため、会計処理の根本思想に欠け、論理展開も極めて不鮮明であり、説明も十分ではない。論理の展開中に代替案を示す形式で記述されているおり、理解しにくい。例えば、既述したように、遵守目的で保有する排出枠を排出負債の消滅のために使用する場合は、実現利益を計上するとあるが、これが再評価積立金を意味するのかも明確にされていない。金融資産とする論拠にも欠ける。

しかし、このイギリス案は、金融資産としての妥当性は別として、無償、有償にかかわらず金融資産としての排出枠で会計処理できる点では、有償・無償の違いにかかわらず整合性のとれた会計処理といえる⁴⁵。

既述したようにIFRIC第3号は損益計算のゆがみをもつ会計処理である。そのほか資産の性質に関わる問題、すなわち無形資産にすべきである、金融資産にすべきである、あるいは有価証券にすべきだ、との主張があったとの指摘もある⁴⁶。どの資産として分類すべきかについては、大きくその測定構造に関する問題である。貨幣性資産に分類するか費用性資産に分類するかによって排出クレジットを原価で評価するかあるいは時価で評価するかの大きな分かれ道となる。

GISPRI案の会計処理方式の根本は、黒川氏の「バッズの会計」である。従来の会計的枠組に負の経済財を組み込みを試みたものといえる。その意味で、環境経済学におけるDalesの唱えたEmission Trading⁴⁷に一脈通ずるものである。すなわちバッズの会計は、自由財を経済財（GHGsは地球環境問題の元凶となれば負の経済財である）として捉え、その利用権（枠）…バッズの会計ではその裏返しである排出削減義務免除権という…を会計に取り込む、まさにEmission Tradingを実現する新たな会計構造論である。

また、「バッズの会計」は、会計から排出量制度の設計に物申す、一つの会計構造論でもあるともいえよう。それは排出クレジットを原価での測定することで、排出クレジットの投機の排除を意識したものといえる。黒川氏の次の指摘はこれを物語るものである。すなわち「投機取引によって温室効果ガスの削減は実現しない。地球温暖化の防止は、温室効果ガスの排出を削減する努力によってのみ達成されることを肝に命じる必要がある。」⁴⁸という。排出量取引が投機に翻弄される危惧は少なからずある。これを回避するのは制度設計だと環境政策の専門家はいう⁴⁹。

しかし、「バッズの会計」にも課題はある。紹介した例示では「一年ごとに排出権の割当と国の償却口座への移転がある」という前提に立っている。現実には、遵守期間は1年を超える場合もあ

⁴⁵ 同上、p.170。

⁴⁶ 大串卓矢「IASB 排出権取引の解釈指針公開草案のポイント」『経理情報』2003年、7月20日、No.1023、p.42。

⁴⁷ Dales, J. H. *Pollution, Property & Prices*, University of Toronto Press, 1968. DalesはEmission Trading の嚆矢といわれている。あえて英語表記したのは、直訳すれば排出量取引だが、その内容は排出権取引であるからである。

⁴⁸ 黒川行治(2008)、前掲、p.26。

⁴⁹ 諸富徹、前掲、p.302。

りうる。従って、免除権認定益（受贈益）を一括収益に計上することは適正な期間損益を損なうという欠点をもつ。また棚卸資産的無形資産の会計的位置づけ、および紹介はしなかったが、売上高から売上原価を控除するのと同じ計算構造である排出権認定益+排出権移転益－温暖化ガス排出コストの損益計算を総額表示でグッドの計算構造にいかなる型で組み込むのが妥当か、純額で一般管理費に算入するが妥当かの検討も必要であろう。また主觀のれん説への依拠の妥当性、漁業権との類似性についての環境経済学での議論を踏まえた上での考察の余地もある。

黒川氏は「CO₂排出費用認識法は、『バッズの認識と測定』というアイデアを具現化した会計構造もっており、このような会計処理は、これまでの会計が前提としていた「グッズの認識と測定」を超えるアイデアに基づくものではないかと考えるのである。」⁵⁰という。CO₂排出費用認識法はGISPRI案の免除権認定益（受贈益）を繰延収益に変更した改定バージョンであるとも受取れる。いずれにしても「バッズの会計」は会計の領域に新たな会計に一石を投じた会計構造論であり、今後その精緻化が期待される。

おわりに

おわりにあたり、排出量取引会計のオンバランスは、新たな問題を生ずるともいえる。排出クレジットがオンバランスされると、バランスシートが膨らむとの指摘もある。例えば、日本の電力会社は年間3億トンのGHGsを排出しており、仮に1,000円/t-CO₂であるとすれば、3,000億円の排出クレジットが、計算上では資産計上されることになる⁵¹。この影響についてEUの先例を検証することも今後求められるであろう。

さらに、制度上の問題でもあるが、排出量取引きのない国に企業が海外移転した場合、排出量の見かけと実質的な削減の差異を生み出す可能性もある。これに対しては、制度設計上の配慮はもとより、環境会計とのリンクすなわち環境コストと物理量による削減効果とによって、実質的効果を把握可能な新たな環境会計の枠組みを作ることも必要であろう。

末尾となつたが、『排出削減における会計および認定問題研究委員会報告書』を快くご提供して下さった財団法人 地球産業文化研究所に感謝申し上げる次第である。

⁵⁰ 黒川行治(2008)、前掲、p.28.。

⁵¹ 大串卓矢、前掲、p.42.。